

総行福第209号

平成26年5月27日

地方公務員共済組合連合会理事長 殿

総務省自治行政局長

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について（通知）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第113条第1項第3号の規定に基づく地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算（以下「再計算」という。）は、少なくとも5年ごとに行うこととされ、この再計算について、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第3項及び第7項の規定により総務大臣が定めることとされている事項が下記のとおり定められたので、これらの事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないように願います。

記

- 1 長期給付に要する費用（以下「費用」という。）の算定に当たっては、既に公布されている法律の施行を前提とすること。
- 2 平成26年再計算は、本年9月1日において行うこと。
- 3 費用の算定の基礎となる資料は、原則として平成21年度、平成22年度及び平成23年度のすべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「地共済」という。）の実績によるものを用いること。
- 4 上記3によっても、資料とすべき数値の変動が大きいこと等のため地共済の実績によることが不相当である場合には、必要に応じ厚生労働省の作成する生命表その他の公的資料を参考としてもよいこと。

なお、その基礎となる資料の精度その他の理由により当該方法により難しい場合は、あらかじめ当省に協議すること。

- 5 地共済法第113条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、平成122年度末とすること。
- 6 保険料率については、平成26年9月及び平成27年9月に引き上げることとし、その際、国家公務員共済組合の保険料率と同一とすること。  
ただし、引上げ幅については、厚生年金の引上げ幅を下回らないこと。
- 7 将来の組合員数については、日本の将来推計人口（平成24年1月推計（出生中位（死亡中位）推計））等を基礎として、その総人口に対する比率が一定であるものとして見込むこと。
- 8 基礎率（経済的要素）や、いわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成26年財政検証において用いられた前提と同様とすること。
- 9 費用の見通しは、厚生年金の平成26年財政検証の結果を参照して作成すること。
- 10 保険料率及び財政の見通しの算定は、貴連合会と国家公務員共済組合連合会との間において、その算定に必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して行うこと。また、算定された結果については、それぞれ検証を行うこととすること。
- 11 再計算を行った結果については、あらかじめ算定の過程等について当省の確認を得た上、公表されたいこと。
- 12 給料又は期末手当等と掛金との割合及び給料又は期末手当等と負担金との割合の変更については、速やかに定款変更にかかる諸手続きを完了し、本年8月末日までに総務大臣の認可を得ること。